

京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業に係るQ A

Q 1 補助対象は何ですか。

A 1 マスク、消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体せっけん、うがい薬等が対象となります。ここに列記されていないものについては、対象物リストをご参照ください（仕様書や説明書の提出を求めることがあります。）。

また、施設の消毒に係る経費も対象となります。施設の職員が予防のために行う消毒や、自主的に業者に委託して実施する消毒なども対象となります。

Q 2 すでに買ってしまいました。補助の対象になりますか。

A 2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに契約のうえ納品されたものが対象となります。発注が令和2年3月31日以前や、納品が令和3年4月1日以降のものは対象になりません。

Q 3 領収書を失くしてしまいました。補助対象になりますか。

A 3 領収書がない場合、基本的に対象になりません。

なお、領収書には、宛名・金額・内訳・日付・発行者名の記載が必要です。

レシートのみでも可としますが、後日、施設の会計（帳簿）を確認させていただく場合があります、そのときに支払いの事実が確認できない場合は、補助金の返還が必要となります。

Q 4 施設長の名前で購入した物品等も対象になりますか。

A 4 施設として購入したものが対象となります。

ただし、施設長の名前で購入したもので、施設の会計（帳簿）に計上されているのであれば対象とします。後日施設の会計（帳簿）を確認させていただく場合があります、そのときに支払いの事実が確認できない場合は、補助金の返還が必要となります。

Q 5 仕様書や説明書がありません。

A 5 購入したものの写真を添付してください。その際には製品名及び使用方法等が分かるように撮影してください。

Q 6 保育園で一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業を実施しています。これらも対象施設に含まれていますが、補助上限額が増えますか。

A 6 京都市において、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業は保育園等と同一の施設内で実

施していただいております。新型コロナウイルス対策として実施される消毒作業やマスクの購入等については、施設単位で実施されるものと考えられることから、同一施設内の別事業に対し、補助上限額を積み増しすることは考えておりません。

Q 7 消費税の仕入控除とは何ですか。

A 7 消費税の納付税額は、課税期間中の課税売上げに係る消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額(仕入控除税額)を控除して計算します。こうして控除された消費税額相当分については課税されませんので、実質的に園からの支出がなく、補助金の対象外となります。